

現場代理人の兼任 災害復旧工事 特例措置（例）

①	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	○	それぞれの工事の請負金額（当初）が3,500万円未満であることから、「兼任に関する運用」により、兼任可能	
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円					
②	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円	×	B 工事の請負金額が3,500万円以上であることから、兼任不可	
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円					
③	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>C 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	C 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	×	それぞれの工事が3,500万円未満であるが、災害工事を含まないため、兼任不可
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	C 工事（通常） 請負金額 3,000 万円				
④	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円	○	それぞれの工事が3,500万円未満であり、災害工事を含むため、「今回通知の取扱い」が適用され、兼任可能
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円				
⑤	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>B 工事（災害） 請負金額 3,000 万円</td> <td>C 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（災害） 請負金額 3,000 万円	C 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	○	それぞれの工事が3,500万円未満であり、災害工事を含むため、「今回通知の取扱い」が適用され、兼任可能（契約順番を問わない）
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（災害） 請負金額 3,000 万円	C 工事（通常） 請負金額 3,000 万円				
⑥	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>B 工事（災害） 請負金額 3,000 万円</td> <td>C 工事（通常） 請負金額 4,000 万円</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（災害） 請負金額 3,000 万円	C 工事（通常） 請負金額 4,000 万円	×	災害工事を含むが、C 工事が請負金額3,500万円以上であることから、兼任不可
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（災害） 請負金額 3,000 万円	C 工事（通常） 請負金額 4,000 万円				
⑦	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>B 工事（災害） 請負金額 3,000 万円</td> <td>C 工事（災害） 請負金額 4,000 万円</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（災害） 請負金額 3,000 万円	C 工事（災害） 請負金額 4,000 万円	×	C 工事は災害工事ではあるが、請負金額が3,500万円以上であることから、兼任不可
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B 工事（災害） 請負金額 3,000 万円	C 工事（災害） 請負金額 4,000 万円				
⑧	<table border="1"> <tr> <td>A(市)工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>B(県)工事（通常） 請負金額 3,000 万円</td> <td>C(市)工事（災害） 請負金額 3,000 万円</td> </tr> </table>	A(市)工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B(県)工事（通常） 請負金額 3,000 万円	C(市)工事（災害） 請負金額 3,000 万円	△	災害工事を含むため、「今回通知の取扱い」の適用となるが、本市以外の工事を含むため、本市以外の発注者の承認が必要となる。
A(市)工事（通常） 請負金額 3,000 万円	B(県)工事（通常） 請負金額 3,000 万円	C(市)工事（災害） 請負金額 3,000 万円				

* 「兼任に関する運用」とは、「現場代理人の兼任に関する運用の一部見直し及び試行期間の延伸について」

* 上表は件数の判断のみの例である。兼任に係るその他の判断基準をすべて満足している必要がある。

また、件数にかかわらず兼任を認めない工事もある。

* A 工事、B 工事、C 工事の契約順番を問わない。